

東大阪市上下水道局有料広告掲載要綱

平成 2 5 年 8 月 2 9 日

東大阪市上下水道局内規第共 2 0 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東大阪市上下水道局（以下「局」という。）が保有する財産（以下「公有財産」という。）を広告媒体として、有料で広告を掲載することに関して必要な事項を定め、局の新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げる公有財産のうち、広告を掲載することができるものをいう。

- (1) 局が発行する広報物及び印刷物
- (2) 局が所有する公用車及び構造物
- (3) その他公有財産のうち上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるものの

(広告掲載の基準)

第 3 条 広告掲載の公平性及び中立性を保つため、広告掲載の基準については、管理者が別に定める東大阪市上下水道局有料広告掲載基準（平成 2 5 年東大阪市上下水道局内規第共 2 1 号。以下「基準」という。）によるものとする。

(広告の対象範囲等)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又はこれらに類するもの
- (5) 個人の氏名を宣伝するおそれのあるもの

- (6) 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの
- (7) 社会問題について主義主張するもの
- (8) 局の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (9) 当該広告事業の内容を局が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (10) 東大阪市屋外広告物条例（平成17年東大阪市条例第7号）の規定に反するもの
- (11) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）の規定に反するもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理者が掲載する広告として不適当と認めるもの（広告の規格等）

第5条 広告の募集数、掲載順位、掲載位置、掲載期間、広告掲載料及び規格は、広告媒体ごとに定める。

（広告の募集）

第6条 広告は、市の広報紙又はウェブサイト等により募集する。

（広告掲載の申込）

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、所定の申込書に掲載しようとする広告原稿案等を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申込みがあったときは、必要に応じて資料の提出を求めることができる。

（広告掲載の決定）

第8条 管理者は、申込者から前条の広告原稿案等が提出されたときは、第4条各号の規定及び基準に基づき審査を行い、広告掲載の可否を決定しなければならない。

2 前項の決定を行う場合において疑義が生じたときは、広告媒体の担当所管課（室その他これに相当する組織を含む。）の長が関係部局と協議するものとする。

3 広告掲載の決定方法は、入札、見積合せ、抽選又は先着順のいずれかとする。ただし、管理者が特別な理由があると認めた場合はこの限りではない。

4 管理者は、広告掲載の決定をしたときは、速やかに申込者に通知する。なお、広告掲載を決定する場合において必要があるときは、広告内容の補正等の条件を付することができる。

（広告掲載料）

第9条 広告の掲載について決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を

管理者が指定する期日までに、管理者が発行する納入通知書により一括全額納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

(版下原稿等の提出)

第10条 広告主は、管理者が指定する期日までに掲載しようとする版下原稿又は広告物等を提出しなければならない。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、掲載された広告内容、その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、管理者に対して保証するものとする。

3 広告主は、第三者から広告の内容等に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告主は、広告主又は広告の内容等が各種法令等に違反し若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触するものであるときは、速やかに管理者へ報告しなければならない。

5 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

6 広告主は、版下原稿又は広告物等の作成、及び施設等への取付け又は撤去等の広告掲載に係るすべての経費を負担しなければならない。

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載が取り下げられた場合は、管理者は納入済みの広告掲載料を一切返還しないものとする。

(広告掲載の決定の取消し等)

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が、管理者が指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。

(2) 広告主が、管理者が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(3) 広告主が、管理者が指定期する日までに版下原稿又は広告物等を提出しなかったとき。

- (4) 広告主が、虚偽の申請その他不正の手段により第8条の決定を受けたとき。
- (5) 広告主が、第8条の規定により掲載決定を受けた広告の内容が、第4条各号、基準第4条及び第5条の規定に該当するに至ったとき。
- (6) 広告主が、広告媒体ごとに定める規定に反したとき。
- (7) 広告媒体の掲載延期、編集又は発行上支障があると認めたとき。
- (8) 広告主に、社会的信用を著しく損なうような行為があったとき。
- (9) その他局事業の執行上、支障があると認めたとき。

2 管理者は、前項の第2号から第9号までのいずれかに該当する場合は、広告に係る契約を解除することができる。

(原状回復)

第14条 広告主は、広告の掲載期間が満了したとき、又は前3条の規定により広告を掲載できなくなったときは、速やかに広告を撤去し、広告媒体を原状に復さなければならない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなくなったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず広告主が速やかに広告を撤去しないとき、管理者は、掲載した広告物の撤去、削除、塗りつぶし等を行うことができる。

3 前項の広告物の撤去、削除、塗りつぶし等に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、広告主の責めに帰さないとき、又は倒産、解散等により消滅したときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第15条 管理者は、広告掲載決定後に広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなくなったときは、既納の広告掲載料は、これを還付する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告を掲載できなくなった日数による日割計算（円未満切捨て）による。

3 還付する広告料には利子を付さない。

(損害賠償等)

第16条 管理者は、広告掲載に関し広告主又は第三者に生じた損害については一切の賠償責任を負わない。

(広告募集事業者を介した広告)

第17条 管理者は、広告の掲載に関する事務を円滑に行うため必要と認める場合、第6

条の規定にかかわらず広告募集事業者を介して広告募集を行うことができる。この場合において、本要綱で「申込者」、「広告主」とあるのは「広告募集事業者」と読み替える。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（令和5年9月7日東大阪市上下水道局内規第5号）

この内規は、令和5年9月7日から施行する。

附 則（令和8年3月31日東大阪市上下水道局内規第3号）

この内規は、令和8年4月1日から施行する。